

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：
 - ①パシフィックコンサルタンツ株式会社（法人番号8013401001509）
業者の住所：東京都千代田区神田錦町3-22
 - ②株式会社ジイケイ設計（法人番号4011101027679）
業者の住所：東京都豊島区高田3-37-10
- 2 指名停止措置期間：

（変更前）令和4年2月16日から令和4年4月15日まで（2か月）
（変更後）令和4年2月16日から令和4年5月15日まで（3か月）
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
（近畿2府4県、北陸3県、東海3県）
- 4 事実概要：

パシフィックコンサルタンツ株式会社及び株式会社ジイケイ設計は現在指名停止の期間中であるところ、両社の社員が富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の契約に関して、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月14日公契約関係競売入札妨害の疑いで再逮捕された。

また、株式会社ジイケイ設計の元取締役が令和4年2月14日に書類送検され、令和4年3月8日両社員とともに公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
- 5 指名停止措置理由：

上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当することから、同要領第5第5項の規定に基づき、指名停止期間を変更するものである。

○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」第5（抜粋）
（指名停止期間の特例）

- 5 地方防衛局長等は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、付表各号、前各項及び第6に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、付表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（競売入札妨害又は談合）	
8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。） ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内